

# 皆様のお声を伺い議論を深めて実現します



中国による人権侵害を究明する議連設立総会にて



環境委員会にて質問



マルタ外相を友好議連にお迎えする



麻績小学生を国会議事堂へ迎える



北海道の風力発電の現場を視察



浅間温泉新そばまつりにて



小川村での災害の被害を聞きとり



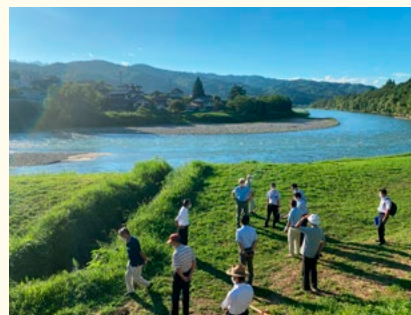
長野市小松原地区の土砂災害の現場にて



長野市鬼無里地区の災害現場を視察



長野市大岡の山村留学の拠点を訪問



明科地区の岸川築堤の視察



松本市奈川地区の農家の方にお話を伺う



【発行数330号】メルマガで様々なメッセージを発信中



最新号はこちら  
むたい俊介HPメールマガジン



メルマガの申し込みは [office@mutai-shunsuke.jp](mailto:office@mutai-shunsuke.jp) まで



あなたの声をお聞かせください。  
政策や日本の将来を語り合しましょう。  
ぜひ、お気軽にお立ち寄りください!

【自由民主党長野県第二選挙区支部】  
住所:長野県松本市白坂2-3-30 大永第3ビル101  
TEL:0263-33-0518 FAX:0263-33-0519  
mail:office@mutai-shunsuke.jp

【国会事務所】衆議院第一議員会館403号室  
住所:東京都千代田区永田町2-2-1  
TEL:03-3508-7334 FAX:03-3508-3334



衆議院議員

務台

しゅん

すけ

# むたい俊介 ニュース

## 山・里・人を元気に!

2023新年号 No.32

### ごあいさつ

2023年を迎えます。感染症の拡大、国際的な紛争など様々な変化が進む昨今ではありますが、引き続き地元を根を張りしっかりと地域をどのように元気にできるか、そして日本の長期的な課題への対応を進めて参ります。

衆議院議員 務台 俊介



▲爺ヶ岳の頂を目指して

### 活動をご紹介します

#### 現場主義!

災害が多発する昨今、すぐに現場に駆け付け、必要な支援を行います。その後の復旧もしっかりフォローすることを大切にしています。



国道158号線奈川渡介改良の現地視察

#### 議連で皆様の声を政策に!

様々な行政課題を、国会議員の仲間とともに解決を図る議員連盟。新しい議員連盟も中心となって次々と立ち上げています。



わざわざ振興議員連盟の設立総会で

#### 環境副大臣の経験を生かして!

地域脱炭素、原子力災害、廃棄物処理など環境行政について多くを学ばせていただきました。これからの時代に必要な施策に生かしていきます。

環境副大臣として  
オーストラリア環境大臣と会談

日々の活動を  
webで公開中

ホームページ  
[www.mutai-shunsuke.jp](http://www.mutai-shunsuke.jp)

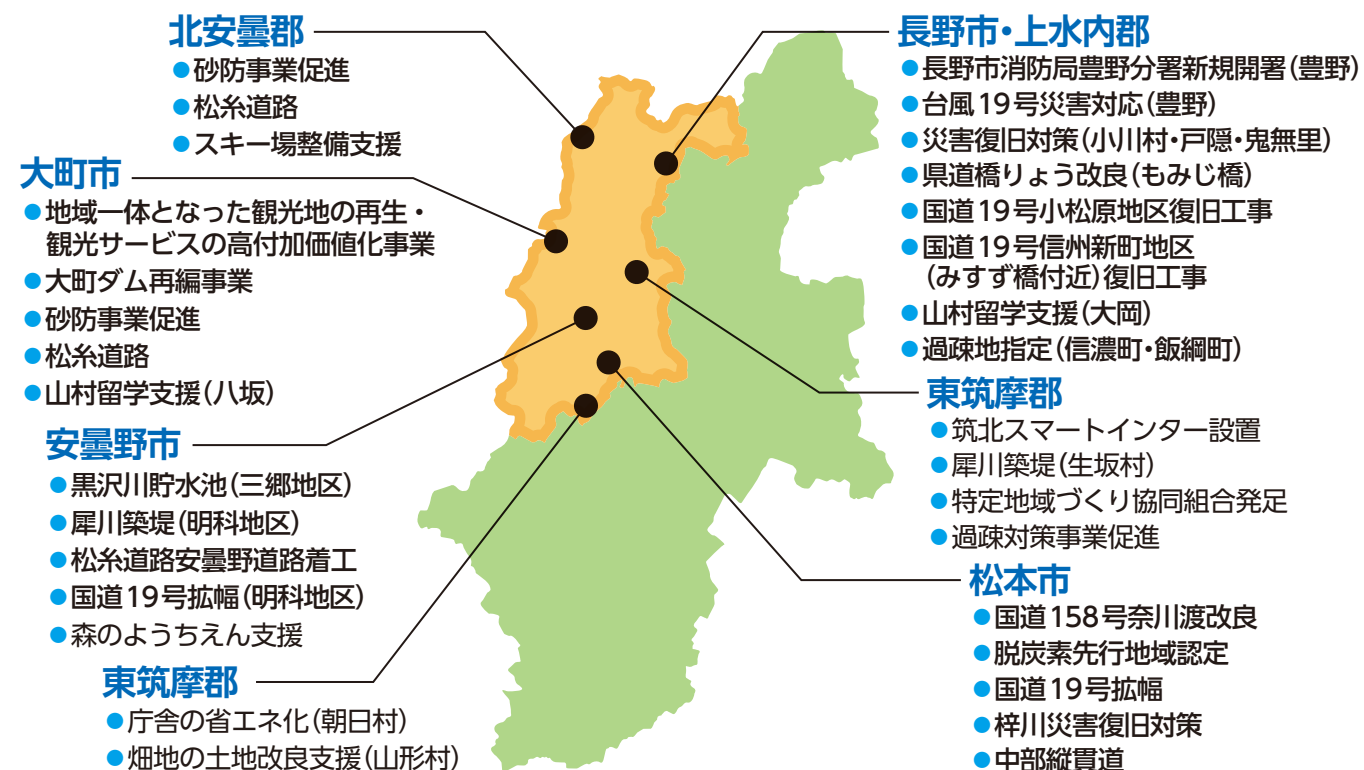
公式  
Twitter  
@mutaishunsuke

facebook  
<https://www.facebook.com/mutai.shunsuke>

YouTube  
QRコードからアクセス または  
YouTube むたい俊介  
チャンネル登録 をクリック!  
\*要アカウント作成



## 各地域で国の予算が形になっています！



## 現在までの主な役職を紹介します (2022年10月 現在)

### 〔衆議院〕

- 環境委員会 理事

### 〔党役職(自由民主党)〕

- 環境部会長代理
- 憲法改正推進本部 幹事
- 国際局 次長
- 広報本部広報戦略局 次長
- 過疎対策特別委員会 事務局長
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)を成立(R3)
- 雇用問題調査会 幹事
- 子どもの元気!農山漁村で育むPT 事務局長
- 環境・温暖化対策調査会 事務局長代理
- 中央政治大学院 副学院長

### 〔その他〕

- 長野縣護國神社 総代会長
- 一般財団法人全国山の日協議会 副会長・理事

### 〔議員連盟〕

- 超党派「山の日」議員連盟 事務局長
- 国民の祝日「山の日」の制定法を成立(H26)

- 日本ウクライナ友好議員連盟事務局長(マルタ・ソロモン議連も事務局長)
- わさび振興議員連盟 事務局長
- 自由民主党水道事業促進議員連盟 事務局長
- 自由民主党木質バイオマス・竹資源活用議員連盟 事務局長

- 最低賃金一元化推進議員連盟 事務局長
- 茅葺き文化伝承議員連盟 事務局長
- 森のようちえん振興議員連盟 事務局長
- 自由民主党ウィンタースポーツ&リゾーツ議員連盟 事務局長代理

- 自転車活用推進議員連盟 事務局次長兼自転車活用PT座長代理
- 自転車活用推進法を成立(H28)
- 人口急減地域対策議員連盟 事務局次長
- 特定地域づくり事業法を成立(R1)

- 捕獲鳥獣食肉利活用推進議員連盟(ジビエ議連) 事務局次長
- 自由民主党消防議員連盟 事務局次長
- 消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律を成立(H25)
- 自由民主党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟 副幹事長
- ワーケーション推進議員連盟副幹事長
- 日本建設職人社会振興議連
- 建設工事従事者安全確保法を成立(H28)

## むたい俊介プロフィール

昭和31年 (1956年) 安曇野市(旧三郷村)生まれ、大町市・旧豊科町で育つ 豊科中学・松本深志高校卒業

昭和55年 東京大学法学部卒業後、旧自治省入省、地方分権推進委員会参事官、総務省消防庁防災課長、自治体国際化協会ロンドン事務所長などを歴任

平成21年 衆議院議員選挙に初挑戦

平成22年 神奈川大学法学部自治行政学科教授を務める

平成24年 第46回衆議院議員選挙で長野県第二区にて初当選

平成28年 8月から平成29年3月 内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官

令和3年 第49回衆議院議員選挙で4回目の当選

令和3年10月から令和4年8月 環境副大臣 兼 内閣府副大臣

## Message メッセージ

自民党長野県第二選挙区支部長 務台 俊介  
衆議院議員

## 国民意識、現実と乖離した憲法の規定の見直しを

〔令和4年11月衆議院憲法審査会での機会を頂きました。時間の制約により最後まで発言できませんでしたが、用意した質問をご紹介します。〕

憲法審査会の積み重ねの努力により、非常事態における国会の機能維持、衆議院の任期延長については、現行憲法に明確な欠点があり、最低限の憲法規定整備が必要であるとのコンセンサスが出来上がりつつあります。早期に修正案文を固めていく必要があります。昨年のコロナ蔓延の中の総選挙の際に、多くの国会議員が感じた現実の懸念は早期に解消されなければなりません。

一方で、国会議員の任期延長は、いわば制度の欠陥の是正という規定整備の要素が強いように思われます。そうした規定整備の作業を行った上で、現下の切迫した国際情勢を踏まえ、求められる他の必要な改正項目についても、国民の皆様が納得できる論議を行っていく必要があります。

憲法改正の議論に当たって、私の所見を申し上げます。現在、新型コロナウイルス対応のマスクに関して、欧米をはじめとした国では感染状況に応じてマスク装着を緩和し、まったく装着をしない対応に切り替えているのが大多数であるのに対して、我が国は、国民の皆様のほとんどが、戸外でもマスクをしています。厚生労働大臣が戸外ではマスクを外すことを促しても、一向に反応しません。一度決めたことは、よほどの外部的変化がないとなかなか変えない、それが我が国の国民性なのかもしれないと思っています。

これまでの憲法改正に対する意識も同じではなかったかと思っています。公布後76年を経過し改正の無い日本国憲法は、安定性という意味では、誇るべきことかもしれませんが。手を加えるところがないほど完成度の高い憲法典を我々は持っているという見方もあるかもしれません。しかし、それは我々の思い込みなのかもしれないとも思えてきます。日本国憲法への評価は、国際的視点から見たらいわば裸の王様状態のように思われます。

我々の思い込みに関して、国際的視点を持つ外国人の方から意表を突く指摘を受けたことがありました。今年の9月にドイツ空軍のトップのゲルハルツ将軍が自ら率いるユーロファイター3機が自衛隊百里基地に飛来しました。その際に、将軍を迎えたドイツ政府関係者が、基地周辺の土手に建てられた「自衛隊は憲法違反」との立て看板を見て、違和感を覚えたという話を伺いました。立て看板を建てた人たちは、憲法改正を訴えているのか、という感想を持ったとのことなのです。現在の自衛隊は、周辺の安全保障環境の中でその存在意義を疑う人はいない、そう



▲憲法審査会にて発言

であればそれが憲法に違反すると訴えることは、憲法を変えるべきだという訴えを行っているに等しい、という理屈になるという論理です。誠にドイツ人らしい、理路整然とした受けとめですが、日本の反戦活動家でその立て看板を建てた人がその解釈を聞いたら驚くと思います。

日本は、権威主義国の力による領土拡大の行動を前に、国際社会に向かって国際的な法の支配の重要性を訴えています。しかし、憲法に関してかくも強引な解釈により現状を是認している法解釈を国際社会から奇異の目をもって見られる可能性すら生じます。

私の地元でも政教分離の規定が厳格に解釈され地域の諸活動の抑制につながっています。忠魂碑の改修補助金が厚生労働省に用意されているのに、ほとんど活用されていません。改修を地元自治体に要請しても、担当者が「政教分離により公費は出せない」と門前払いにする実態があります。学校行事としてお神輿を生徒が担ぐことも、同じく慎重になっているという実態もあります。地域社会では憲法規定の字面の解釈が独り歩きするのです。

過日は私学関係者が私の議員会館にお越しになりましたが、私学助成は憲法89条の制約があるが予算の充実をよろしくというもってまわった要請を受けました。私学支援についての憲法規定も国民の皆様の意識を反映していないのです。

一票の格差の最高裁の解釈でも、憲法に選挙区制度に関する考え方がしっかりと示されていないために、平等原則が厳格に解釈され、人口減少が進んでいる地域からの国民の代表が選ばれにくくなっています。人口が増えていく時代に作られた現行憲法が、人口減少と都会に人口が集中する時代における選挙制度について十分な検討が行われてはいなかったことを物語っています。このことも我が国の国民意識と憲法が乖離している一つの局面です。

加えて憲法審査会の議論を、国民の皆様にも身近なところで行うことも検討いただきたいと思います。憲法審査会委員をいくつかのグループに分け、地方行脚に参加させる。開催の機会が増えることで各委員が憲法改正議論により積極的に参加できることは、国会議員として国民の負託に応えていくことにもなります。是非ともご検討いただければ幸いです。